

訓子府町不妊治療費（先進医療）助成事業のご案内

訓子府町では、令和5年4月以降に開始した医療保険適用の不妊治療と併用して実施した、医療保険対象外の先進不妊治療に要した治療費及び交通費の一部を助成します。

対象となる方

- 夫婦（事実婚含む）のいずれかが、治療終了時及び申請時において訓子府町の住民基本台帳に記録されている方で、女性の年齢が治療開始時において43歳未満の方
- 他の市町村で同一の治療に対し助成を受けていない方

助成回数

治療開始時の妻の年齢	助成上限回数
40歳未満	1子ごとに6回まで
40～43歳未満	1子ごとに3回まで

原則1回の治療ごとに助成します。
治療が終了した日から6か月以内に町へ申請してください。

助成額

<治療費>

医療保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療にかかった治療費の自己負担額の7割（3万5千円を上限）を助成します。



<交通費>

1回の治療につき、5回分まで助成します。

自宅から医療機関までの距離が片道25kmを超える方を対象に、距離に応じ交通費の一部を助成します。
※補助対象経費の実支出額と、下表の補助上限単価を比較して少ない方の額を基に助成額を算出します。

距離区分（自宅から医療機関の距離）	補助上限単価（往復）	助成額 （3分の2を乗じた額）
100km 超えて 125km まで	4,520 円	3,013 円
125km 超えて 150km まで	5,150 円	3,433 円
150km 超えて 175km まで	5,880 円	3,920 円
175km 超えて 200km まで	6,720 円	4,480 円
200km 超えて 225km まで	8,080 円	5,386 円
225km 超えて 250km まで	8,820 円	5,880 円
250km 超えて 275km まで	9,550 円	6,366 円
275km を超える	10,180 円	6,786 円

申請に必要な書類

	必要な書類	備考
1	訓子府町不妊治療費（先進医療）助成事業申請書（様式第1号）	役場福祉保健課窓口にてお渡しします。
2	訓子府町不妊治療費（先進医療）助成事業受診等証明書（様式第2号）	役場福祉保健課窓口にてお渡しします。 ※1回の治療終了ごとに医療機関で記入してもらいます。
3	治療費の支払いを証明する領収書	治療期間内の対象となるすべての領収書等の原本をお持ちください。
4	交通費の支払いを証明する領収書	公共交通機関を利用した場合は領収書等の原本をお持ちください。
5	申請者の本人確認書類	マイナンバーカードや運転免許証等
6	夫婦の住所を確認できる書類（住民票等）	※夫婦の一方が町外在住の場合のみ必要です。
7	申請者の振込先口座がわかるもの（通帳、キャッシュカード等）	口座支店名、口座番号の記載された書類が必要です。 申請者名義の預金口座にお振込みします。
8	事実婚関係に関する申立書（様式第3号）	※事実婚の場合のみ毎回提出が必要です。

対象となる治療

※先進医療の実施医療機関として厚生労働省へ届出または承認されている医療機関で行われたもの
※厚生労働省が先進医療技術として公表されているものであり、増減することがあります

◆道内の医療機関で実施している先進医療

・SEET 法 ・タイムラプス ・子宮内膜スクラッチ ・PICSI ・ERA ・EMMA/ALICE ・IMSI
・二段階胚移植術 ・子宮内フローラ ・ERPeak ・Zymot

◆道外の医療機関で実施している先進医療

・反復着床不全に対する投薬（タクロリムス） ・着床前胚異数性検査（PGT-A） （R6.2月現在）

<道内の先進医療を実施している医療機関一覧> （R7.6.1現在）

所在市町村	医療機関名	所在市町村	医療機関名
札幌市	札幌医科大学附属病院	札幌市	国家公務員共済組合連合会 斗南病院
札幌市	医療法人社団 神谷レディースクリニック	札幌市	医療法人社団 エナ麻生 ART クリニック
札幌市	医療法人社団 いちご会 美加レディースクリニック	旭川市	医療法人社団 みずうち産科婦人科
札幌市	医療法人溪仁会 手稲溪仁会病院	帯広市	医療法人社団慶愛 おびひろ ART クリニック
札幌市	さっぽろ ART クリニック	苫小牧市	岩城産婦人科
札幌市	宮の森レディースクリニック	釧路市	医療法人社団 足立産婦人科クリニック

厚生労働省ホームページはこちらから ⇒
（厚生労働大臣が定める先進医療実施医療機関）



お問い合わせ先

訓子府町 福祉保健課健康増進係
TEL：0157-47-5555